

平成26年度通常総会 小野執行部始動

市民や若手会員の声を吸い上げることができる弁護士会に

横浜弁護士会新聞

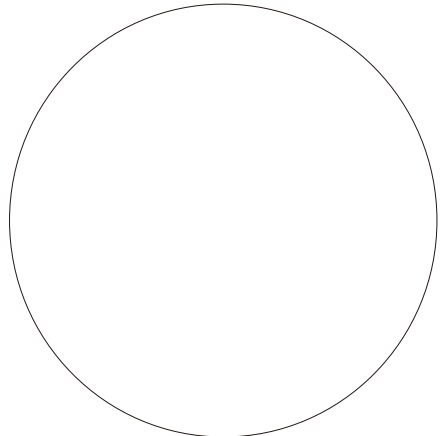
発行所 横浜弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 ☎045-211-7707 URL http://www.yokoben.or.jp/

平成26年度 関東十国会夏期研究会のご案内 日時：平成26年8月23日(土) 13時 場所：横浜ロイヤルパークホテル

横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり 今年には指揮者ヘルベルト・フォン・カラヤンの没後25年目となる▼クラシック音楽界でカラヤン

1 会長所信表明



所信表明をする小野会長

から新入会員及び退会者の報告がなされた。前年度通常総会翌日から本総会までに、入会者120名、退会者46名、弁護士法人の入会9件、退会1件があり、当会会員数は、本総会日現在で、1434名(うち、外国特別会員数3名)、法人会員は45法人となった。

が前年度の会務報告を行った。そこでは、会館のリニューアル完成、理事者有償制の施行、若手会員の会費減額、及び弁護士預かり金口座名義の明確化が報告された。特に、会館リニューアル及び理事者有償制について、その完成・成立に尽力した木村保夫執行部への感謝が述べられた。

加に伴い、懲戒委員会委員の増員が必要であるとの提案理由につき、審議が行われ、多数の賛成で原案どおり可決された。

後、審議がなされ、いずれも多数の賛成を得て承認可決された。

所判決で、日弁連決議の内容が弁護士への使命に則ったもので政治的な内容ではないと判断されたこととの紹介がなされた。

今年には指揮者ヘルベルト・フォン・カラヤンの没後25年目となる▼クラシック音楽界でカラヤン

3 第1号から第6号議案

そして、第4号議案である横浜弁護士会会則一部改正の件が審議され、昨今の懲戒審査事案の増

部改正の件が審議され、昨今の懲戒審査事案の増

4 第7号議案

第7号議案である、憲法解釈変更により集团的自衛権行使を容認することに反対する総会決議の件について、弁護士会が集团的自衛権行使の可否という高度に政治的とも考えられる内容につき総会決議を行うことについて、活発な議論が予想された。

の質問が出された。この質問に対し、会長から、かつては、総会決議に違反した会員の懲戒規定があったが、現在はそのような拘束はないとの回答があった。

進んで、総会決議だけで終わらせるのではなく十分ではないかとの質問に対し、会長は、駅頭での活動等これまで行ってきた活動を紹介することも、更に行動として当会の意思を表していくと述べた。

以上、審議後、多数の賛成を得て、同議案は承認可決された。

議決風景

しかし、議長が質問及び意見を求めるも、反対意見の表明はなく、すくにも議決手続に移るかの雰囲気であった。

そのような中、各会員の意見表明も総会決議に拘束されはしないかと

議案審議が全て終了した後、まず、水地啓子日弁連副会長より活動報告がなされた。さらに、国際交流委員会から大連市訪問報告、岡部光平委員から関東十国会夏期研究会の紹介、憲法問題協議

5 活動報告等

議案審議が全て終了した後、まず、水地啓子日弁連副会長より活動報告がなされた。さらに、国際交流委員会から大連市訪問報告、岡部光平委員から関東十国会夏期研究会の紹介、憲法問題協議

会、広報推進委員会、及び子ども権利委員会から委員会報告がなされた。最後に、前執行部及び支部長への感謝状贈呈があり、総会は閉会となった。

2 会務報告等

総会では、議長に木村保夫会長、副議長に梶持

京助会長が選任された。まず、岩田武司副会長

小野毅会長は、5名の副会長を紹介すると共に、現在は、①法曹人口問題、②新時代の刑事法制度問題、及び③総合法律支援法をめぐる問題という3つの大きな問題が検討されるべき時期であると述べた。

そして、これらの問題解決にあたっては、会内意見、特に若手の意見を吸い上げて会の運営を行うっていくと表明した。

特に、日本司法支援センター(法テラス)神奈川県地方事務所副所長として、同センター運営との関わりが長かった会長は、神奈川県ではスタッフ弁護士(法テラス)に所属して法律事務を取り扱

また、昨年できた、市民の意見を取り入れるための市民会議という組織を積極的に活用し、市民の声も積極的に聴いていく所存であると述べ、所信表明を行った。

今年には指揮者ヘルベルト・フォン・カラヤンの没後25年目となる▼クラシック音楽界でカラヤン

シリーズ

「いま、憲法を考える」①

安法制懇報告―これで日本のあり方が決まってよいのか？

会員 福田 護

憲法が揺れている。揺さぶられている。私もこれほどに憲法と向き合うのは、かつてなかったことである。それだけ歴史的に重大な局面なのだ。

5月15日、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安法制懇)の報告書が出され、同日、これを受けて安倍首相は、集団的自衛権の行使容認の検討や閣議決

定等に向けての「基本的方向性」を提示した。しかし、この報告書は一読して余りにも粗雑だといわざるをえず、こんな報告書によって、日本のあり方が根本から変更され、決定され、人が血を流すとしたら、まことに憂慮に堪えない。

まず、報告書がよって立つ憲法9条の解釈論は、憲法学説の中でも特異な少数説である。いわゆる若田修正の手がかりに、憲法9条は侵略的戦

争以外であれば戦争も武力行使も戦力の保持も禁止していいとする説で、だから集団的自衛権を含む自衛権の行使も国連の集団安全保障等への参加も自由だという。

また報告書は、砂川事件最高裁判決を持ち出し、同判決は、我が国が必要なる自衛の措置を採り得ることは国家固有の権能の行使として当然だと判断しているところ、その固有の自衛権について集団的自衛権と個別的自

衛権とを区別して論じていないから、集団的自衛権の行使を禁じていないとして、「特筆すべきである」という。しかし、そもそも同事件で集団的自衛権など争点にもなっておらず、判断の対象外なのであって、このような判例の引用は、判例理解の根本を誤ったこじつけというほかはない。

報告書は、最大のポイントである集団的自衛権行使について、①我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃、②その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性、③その国の明示の要請・同意、④政府が総合的に責任をもって判断、⑤第三国の領域通過にはその国の同意を得る、⑥

事前又は事後の国会の承認、との要件を挙げる。しかし、②以外は集団的自衛権の説明ないし当たり前のことを挙げたにすぎず、限定要件としての意味を持たない。そして②は、余りにも抽象的で全く限定基準たりえず、政府の判断でいかなるケースも「重大な影響の可能性」ありとされ得る。

もともと、安法制懇の14人のメンバーは、法学者は2人だけ(憲法、国際法)で、外務官僚や国際政治学者らが大部分を占める。十分な憲法論

さえないまま、平和憲法が改変され、立憲主義が蹂躪され、日本の基本的なありようが決定されてしまう。それよいか問われている。

民暴被害の根絶をめざして

暴力団被害

無料電話相談会

開催

5月9日、当会会館において、神奈川県警察、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターとの共催により暴力団被害無料電話相談会が開催された。

この相談会は、暴力団被害は深刻なものであっても被害者が報復等を恐れて泣き寝入りすることが多いところ、被害事実を広く集めることで暴力団からの人権侵害の実態を明らかにし、さらにその被害の回復を図ることを目的としたものである。

神奈川県警、暴力追放推進センターと当会の三者は平成11年7月に民事介入暴力の解決に向けた協力的体制をとることを協定しており、今回の相談

会もそうした協力体制の一環として実施された。当日は朝10時の開始直後から相談の電話がかかり始め、午後4時までの間に合計27本の電話がかかり、民事介入暴力被害は決して少なくなっているわけではないことが明らかとなった。

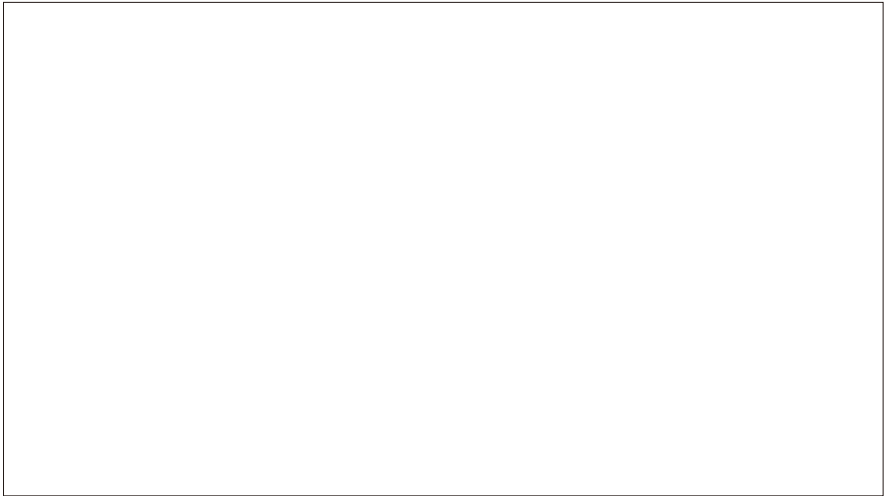
三者とも民暴被害に関する相談窓口は常設しているが、必ずしもすべての事案を拾いきれているものでもなく、今回の企画が民暴被害の事案の掘り起こしの一つの手段として効果的であることが確認できた。

三者では来年以降も同様の企画を継続していくことを検討している。

(会員 佐藤 裕)

労働法制規制緩和に強く反対する集会

参加者全員で「がんばろう」



5月8日午後6時より、横浜市開港記念会館講堂において、当会主催による労働法制規制緩和に強く反対する市民向け集会が開催された。

古田副会長による開会の挨拶に始まり、現在政府によって進められている労働法制の規制緩和について警鐘を鳴らすこのような集会を、当会が労働者の権利擁護の見地より開催したことに、県内の三労働団体から次々と賛辞が寄せられた。

ここで集会は本題に入り、まずは当会貧困問題対策本部委員である嶋崎量会員から、現在行われている労働者派遣制度の改正、国家戦略特区法に基づく区域指定と法整

備、労働時間法制の規制緩和など、労働法制規制緩和のリアルタイムな動きについて情勢報告が行われた。

次に基調講演として、この分野には造詣の深い中央大学法学部毛塚勝利教授より、安倍政権の「雇用改革」の論理と非論理との演題で、現政権が目指す雇用改革の狙い、限定責任社員制度の特徴、

有期契約規制の緩和、労働者派遣法の性格転換といった論点について鋭い批判を加えながらアカデミックな講義が行われた。

ここで集会は趣向を変え、労働法制の規制緩和により労働者がいかなる不利益を被る可能性があるのか、視覚聴覚に訴え

ようと、チーム口ベタによる朗読劇「イリーガル・ハイ」が上演された。劇団員である佐藤昌樹会員の熱演もあり、笑いの中にも労働法制規制緩和が労働者にもたらす深刻な影響をうかがい知ることができた。

次に、働く現場からというところで、派遣現場で働く労働者ら当事者が、これ以上の労働法制の規制緩和が行われたらただでさえ不安定な地位に置かれた派遣労働者、有期雇用労働者はどうやって生活を維持していけばいいのかという切実な訴えを行った。通常の集会であれば、ここで閉会の挨拶となるところである

が、盛り上がった会場の雰囲気これを許さず、当会高橋田美会員のアコ―ディオン伴奏により参加者全員による「がんばろう」斉唱後、小野毅会長の閉会の挨拶で盛況の集会もお開きとなった。

今回の集会は、労働法制改正の動きに合わせ短期間で準備を行ったため、至らぬ点が多々あり、参加してくださった関係者の方々には色々ご迷惑をおかけしたものの、平日の夜間ではありながら220名もの市民の方が参加をしてくださったことに、労働法制の規制緩和に対する関心の高さを改めて認識させられた次第である。

(貧困問題対策本部 副本部長 内嶋 順一)

今年も大好評!

遺言・相続セミナー & 法律相談会

熱く語る狩倉会員

5月12日、当会会館で「遺言・相続に関するセミナー & 法律相談会」(無料)が開催された。昨年も横浜・川崎で3回同様のセミナー & 相談会が行われており、今回は4回目の開催になる。セミナーでは、狩倉博之会員が、平成25年度税制改正に触れつつ、具体的事例を多数挙げながら、相続対策の必要性、遺言の重要性といったテーマについて約1時間半講演した。

40名の参加者は30代から80代まで幅広く、熱心にメモを取って聞く参加者も多く、遺言・相続問題への関心の高さを感じた。

参加者からは、「大変役に立った」「セミナーの進め方が分かりやすく良かった」「等々の感想が出たほか、「もう少し長くしてシリーズ化とかしてほしい」「贈与税について聞いてみたい」等の具体的希望も寄せられた。法律相談会では、セミナー参加者から希望者を対象に、1人30分間の無料相談が行われた。こちらも24組と多数の方が相談を希望し、遺産分割手続や遺言書作成、相続税に関する相談が行われた。

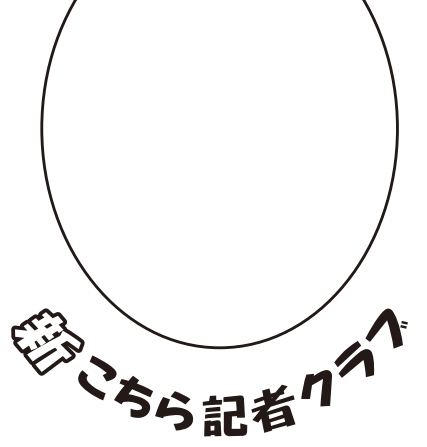
4月から本施行した「遺言・相続お悩みダイヤル」も盛況であり、当委員会では今後も遺言・相続に関する相談事業を更に活性化していきたいと考えている。

(会員 吉田 瑞穂)

「事実を掘り起こし、真実を探求する」ジャーナリストとしての一步を踏み出す直前、学生だった私が辿り着いた言葉だ。4年経った今、大変な目標を立てたものだと思える。ここでいう「埋もれた事実」とは、いわゆる当局が隠す情報だけではない。むしろそれは「人の物語」ではないかと最近思う。

メディアを通して疑似体験できるものが多い中、裁判所は誰にでも開かれ同時に閉ざされた、数少ない空間だろう。審理を傍聴出来ても、テレビ中継することはできない。言い換えれば「身体性の担保を

「劇場」としての司法



重視する空間」なのだ。だからこそ、胸に秘めた「事実」を告白でき、それを受け止められる場所なのではないか。「物語」はそんな場所から、じわじわと湧いてくる。

ある男性が、母親の孤独死を防げず、見守りサービスを「行っていた会社」に問題があった。母親が孤独死した「事実」に肩を落としていた。この母親は、統計では数字の「1」ではない。だが男性には、それでは伝えきれない母親との「物語」があった。

私はジャーナリストなので政策を決めない、司法は法律をつくらない。どちらも「事実である物語」を一つひとつ掘り起こすことしかできないのではない。そこには、文化も社会制度も、決まり事も歴史も必ず含まれる。どちらも、そこからしか「真実」を探求すること「はできないのではないか。(テレビ朝日 社会部記者 力石 大輔)

理事者室 だより

たとえば、こんな感じ

副会長 畑中 隆爾

副会長になって早2か月が過ぎた。この間で、諸事について雑感めいたものを書いてみる。

たとえば、文書決裁。理事者になると、各方面における会合や会議への出席は数知れない。出張や会食も多く、体じわじわ響いて来る。しかし、それほど嫌いではない。各分野の実情を色々知ることができ、この深い真理については別の機会に譲るが。

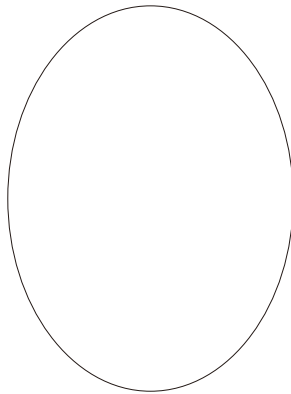
たとえば、意思決定。理事者は様々な決定をするが、重要なことは常議員会や総会で承認されねばならない。そのための準備たるや大変である。適正妥当な合意形成を目指すことこそが永遠のテーマ。

たとえば、文書決裁。理事者になると、各方面における会合や会議への出席は数知れない。出張や会食も多く、体じわじわ響いて来る。しかし、それほど嫌いではない。各分野の実情を色々知ることができ、この深い真理については別の機会に譲るが。

たとえば、意思決定。理事者は様々な決定をするが、重要なことは常議員会や総会で承認されねばならない。そのための準備たるや大変である。適正妥当な合意形成を目指すことこそが永遠のテーマ。

初めての常議員会

会員 竹内 克己 (56期)



私は、今期初めて常議員に選任された。従前は弁護士会から常議員会速報がFAXされてくるのでその活動を知ることができたが、改めて常議員で構成される常議員会の審議事項について会則を調べてみた。

会則72条によると、主な審議事項は、①入会者の審査、②修習生の修習方法、③緊急時の予算外支出、④建議・答申に関する事項、⑤紛議調停に関する事項、⑥基本的な人権の擁護・社会正義の為に必要な事項など相当範囲であって、権限も大きいものだと分かる。

常議員の定数は35名で会則で決まっているが、構成員の修習期は、上は32期、下は63期まで幅広い期で構成されており、様々な期の会員からの意見を反映させるような体制になっている。

今期初めて行われた常議員会での最初の議事は、常議員議長選挙であった。通常の選挙で行われる場合と同様に投票箱に投票用紙を無記名で入れ、開票立会人のもと開票されるといふ本格的な方法で行われ、41期の三浦修会員が議長に選任された。

三浦議長は、抱負として「若手も意見を言いやすい議事を目指す」と述べていた。三浦議長には、若手や支部会員も意見が言いやすく、幅広い会員の意見を吸い上げやすい議事を期待したいと思ふ。

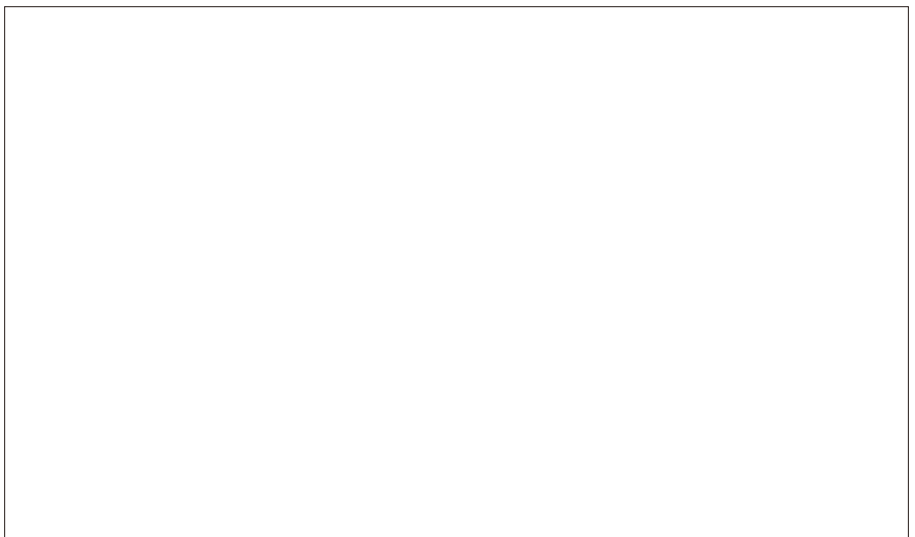
常議員会



熱烈歓迎!! 初の訪問 大成功

5月15日から18日にかけて、当会として初めて

の中国・大連訪問が行われた。大連は、近代史上、



大連市律師協会との懇親会にて

日露戦争を契機に日本と深い関わりを有する。当時の建造物を一部残す街並みは、どこか横浜と似た雰囲気があった。

今回の訪問は、大連の法律(弁護士)との「日中国際交流」に加えて、そこでの出会いを「中小企業の海外展開支援」に繋げることも重要な目的としていた。既に多数の日系企業が進出している大連の現状を調査し、現地の弁護士とのコネクションを作ることである。

大連の法律は、当会訪問団を多大なる敬意と親しみを持って迎えてくれた。大連市律師協会副会長自ら花束を持ち、空港で我々を歓迎してくれた。

互いの弁護士会の現状や今後の大連市律師協会と当会の関係等について充実した報告・意見交換をすることができた。
滞在中は、恒信法律事務所と法大法律事務所を訪問した。両事務所とも、世界的にその実績が高く評価されている中国有数の法律事務所であり、多数の日系企業を顧客に持つ。懇談では、業務内容の説明や、企業の海外展開支援にあたっての当会との連携の在り方等について話し合われた。
また、大連経済技術開発区を訪問し、大連における外資企業の誘致政策や日系企業の状況について説明を受けた。
さらに、実際に大連に進出している日系企業・オーパック株式会社(本社は神奈川県大和市所

在)の大連工場を訪問した。現地法人の社長である今井氏からは、大連進出後の苦労話や、現地ネットワーク作りの重要性等につき大変興味深いお話を伺うことができた。
当初掲げた目的は十二分に達成され、初の大連

訪問は大成功に終わった。この成功は、大連出身である張玉人会員の多大な尽力と深い人脈なくしてはありえなかった。素晴らしい企画をしてくれた張会員に、改めて感謝申し上げたい。
(会員) 小島 啓

第18回将棋指導対局会

お酒がおいしい懇親会

将棋好きの弁護士がプロ棋士(島根棋士・飯塚祐紀棋士・鈴木環那女流棋士)をお招きして指導対局を受けるイベントが5月17日に当会会館で行われた。今年で18回目であるが、今年は特に盛況で、原因は(後藤会員をはじめとする)鈴木女流棋士目当てと推測される。将棋界をご存じない方に説明すると鈴木女流棋士は将棋界の橋本環奈(Rei from DVL)である。さて、指導対局の成績であるが、さすがはプロ棋士の先生方である。上手に勝たせてくれるのである。鈴木女流棋士は、本気で考えている振りをしながら緩手を指し、飯塚棋士は「あっそれはすごい手ですね、参りましたね」と指すたびに褒めてくれる。極めつけは、島根棋士で当職必敗の将棋を「いい勝負だし時間がないので、引き分けにしましょう」と大人の対応。結果的に自身2勝1分けの成績となり、他の弁護士もかなり勝つて(勝たせてもらって)いた様子。

講演する高橋温会員と藤田香織会員

「児童虐待問題の基本と実務」を学ぶ

研修会

5月19日、当会会館において、子どもの権利委員会主催する研修会「児童虐待問題の基本と実務」が行われた。

本研修会は、主に、児童虐待事件の経験が少な

い弁護士を対象として、児童虐待に関する基礎的な知識の習得を目標にしたものであった。前半は、当会子どもの権利委員会委員長である高橋温会員より、児童虐待問題に関する

となる知識について講演が行われた。後半は、若手弁護士として藤田香織会員も加わり、架空の事例を基に、若手弁護士が初めて担当する児童虐待事件の進め方について、ベテラン弁護士がアドバイスをする、という形式で行われるケーススタディであった。

児童虐待が、決してまねなものではないということ、社会的にも認識されてきているものと思われる。特に、弁護士は、離婚事件や少年についての刑事弁護、付添人活動などを通じて、児童虐待の問題に触れることが多い

ため、職務上発見した児童虐待について、通告義務があるものともされている。児童虐待に関わる弁護士は、このような職責を踏まえ、子どもの福祉を尊重し、権利を適切に擁護するために活動することが求められている。他方、児童虐待事件は、特段の配慮と福祉関係の知識等が要求されるものであり、特別の研さんが必要不可欠のものと思料される。

本研修会は、児童虐待事件に必要な知識と、実践の姿勢を習得できる大変有意義なものであった。
(会員) 真船 裕之

内側左から島棋士、鈴木女流棋士、飯塚棋士

編集後記

5月末は猛暑のように暑かったり、6月に入ったら雨が続いてなんとなく寒かったり、と変な天気が続いています。紙面にもあるように昨今は憲法問題も揺れていて、こちらも変な雲行き。夏晴

れという感じになにもかもすっきりするといのになと願ってしまっています。
デスク 澤田 久代
記者 三浦 靖彦
大崎 徹
越川 純哉
田丸 明子
吉田 正穂
古西 達夫

6月号4面小島大輝会員の「新入会員紹介」(6)尊敬する人に誤りがありました。訂正してお詫言いたします。
(正) @白朋鳥
(誤) @白朋鳥

が、種村会員に怒られるので止めておいた。プロ棋士の先生、参加された弁護士の方々、本当にありがとうございました。来年もよろしくお願いたします。
(会員) 野根 義治

横浜弁護士会 川崎法律相談センター
電話/044-223-1149 予約受付時間/月曜~金曜 9:30~19:30、土曜・日曜・祝日 13:00~17:00

◆総合相談 (30分以内・5,000円)
月・木 10:30~12:30 13:30~15:30 17:00~19:00
火 17:00~19:00
水・金 10:30~12:30 13:30~15:30 (第2・第4水曜以外)
日・祝 13:30~16:30

◆多重債務相談 (30分以内・無料)
火 13:30~15:30
水・金 17:00~19:00

◆離婚相談 (30分以内・5,000円)
火 10:30~12:30
土 13:30~16:30

◆交通事故相談 (30分以内・無料)
第2・第4水 13:30~16:00

土曜・日曜・祝日も相談を行っています